児童虐待における保護者への支援
～今、親に必要なものとは～

Support to the guardian in a child abuse—About a thing required for parents now—

医療心理科

中濱　細田　冨士松　山口　大重

要約

児童虐待に対して、様々な防止策が行われているにもかかわらず、減少には繋がっていないのが現状である。本研究では、被虐待児への支援だけでなく、児童虐待の要因そのものの解決策を探る為に、親も含めた「家族」に焦点を当てた支援策が必要であると考えた。研究の結果、児童虐待に対する認識が曖昧である事や、育児環境を変えることで児童虐待の防止に繋がる事が明らかになり、我々精神保健福祉士の新たなる介入により、精神面での支援や総合的な自立支援が有効であると考えられた。

【目的】

近年、親による児童虐待が、社会的に深刻な問題になってきている。
厚生労働省が 2011 年度に発表した児童虐待の相談件数は過去最多の 59,862 件（速報値）であり、集計を開始した 1990 年から 21 年連続で増加し、過去最多を更新している。児童虐待の相談件数の増加要因として、通告対象の拡大等が考えられ、相談の多さに対し行政の施策の整備が追いついていないことが考えられる。

これまで児童虐待の防止策は多々実施されてきたが、被虐待児に焦点を置いたものが多く、親に対する支援策は未だ少ないと言える。そこで本研究では親を対象とした調査と支援策の提案を目的とし、一般親の虐待の傾向と虐待の定義、虐待親への事例研究を行う事とした。

尚、本研究では「養育中の親」を「一般親」、「虐待をしている親」を「虐待親」と略し、「児童虐待」を「虐待」と略す。

【方法】

調査期間：2012 年 5 月～10 月

≪研究 1 と 2≫[一般親の分析]アンケート調査

対象者：18 歳以下の子供を養育中の親
依頼 780 名、有効回答数 552 名（母親 413 名、父親 139 名）有効回収率 70%
対象者年齢（平均値 39.7・標準偏差値 5.9）
子ども年齢（平均値 7.9・標準偏差値 2.4）子ども人数（平均値 2.5・標準偏差値 0.8）

場　所：12 都道府県
大阪、京都、奈良、兵庫、和歌山、三重、岡山、愛知、岐阜、鳥取、山口、東京

方　法：留置法にて実施し、無記名にて封をした状態で返却とした

≪研究 3≫[虐待親の分析]インタビュー調査

対象者：虐待親 3 名、被虐待児 5 名（内施設入所児 3 名）、施設関係者 1 名
アンケート内容：評定尺度法、SD 法の 4 段階尺度等により 73 項目で構成
[1]記入者について（性別、年齢、都道府県、仕事、家族、記入者と子どもの疾患）
[2]子育てについて（ストレス対処法、援助者、配偶者の子育て）
[3]親の虐待傾向について（4 タイプ分類の為の質問 9 項目）
[4]虐待について（虐待死事件のイメージ、虐待の発生要因、母子分離、虐待ホットラインについて、子育て支援で必要なもの）
[5]虐待の定義について（36 項目）
[6]自由記述

【結果】

≪研究 1≫

一般親の虐待の傾向が、何らかの要因で分類できるかを調査した。

安部(2001)の主張によると、虐待親のタイプは以下の様に 4 分類出来ると提言している。

①「衝動的な暴力」　たまたま暴力を起こすタイプ

②「アディクションタイプ」　虐待だと分かっているが繰り返すタイプ

③「責任転嫁型」　子どもや他人に責任転嫁するタイプ

④「確信犯タイプ」　確信的に虐待を行うタイプ」

本研究では、一般親が虐待をする傾向がある時も、この 4 タイプに基づいて分類が出来ないかと考え、安部の主張に基づいて質問紙を作成し、これを因子分析にかけて分類を試みた。

分析方法は、主成分分析（バリマックス直交回転）を用い、３因子に収束した。

［表 1.因子分析］

質問	固有値			共通性
	①	②	③	因子抽出後
Q7.叱っている間に自分を見失う	.860	.174	-.017	.770
Q9.カッとなったら歯止めがきかない	.822	.203	.054	.720
Q3.自分の感情で子供に無視や叱責をする	.622	.242	.207	.488
Q5.しつけとして手を挙げる	.117	.876	.012	.781
Q1.ダメだと分かっていて手を挙げる	.255	.832	.056	.760
Q6.衝動的に子供に手を挙げた事がある	.474	.622	-.082	.619
Q8.親のしつけが子供の将来を左右すると思う	-.097	.051	.791	.638
Q2.子供が失敗しないように常にしつけている	.179	-.065	.678	.496
Q4.きつく当たった後でやり過ぎたと後悔する	.393	.409	.423	.501

妥当性は「.802」の為、十分高く、累積寄与率は、64.2%であった。

これらの分析結果から、本研究では一般親の虐待傾向は 3 タイプに分類できる事と結論づけた。

そしてそれらに名前をつけ、有効な療法を提案したい。

①「感情型」は自分を見失い、理性の効かない傾向→リラクゼーション等

②「体罰型」は何らかの理由をつけて手を挙げる傾向→行動療法等

③「完璧主義型」はしつけを理由に誤った育児をする傾向→PCA 等

尚、こうした類型論で考える場合、重複したり、全ての要素を持った人も否定出来ない。この様に、それぞれの虐待傾向に合わせた支援方法が提案できれば、虐待防止の一環になると考える。

≪研究 2≫

一般親の虐待の理解度や経験等を 36 項目に分けて質問し、虐待に対する認知を調査した。

表 2 の様に「経験がある」「ない」、「虐待と思う」「思わない」をクロス集計し、X^2検定を 36 項目で実施した。

［表 2. クロス集計例］ N=384

	経験がある	経験がない
虐待である	37(9.6%)	34(8.9%)
虐待でない	**215(56.0%)**	98(25.5%)

表は「子どもの前で夫婦喧嘩をする」という質問に対する数値であり、$p<0.05$ を確認している。そして、虐待だと思わずに体験している部分が最も多い事が分かる。

集計の結果、対比できるものが幾つかあった。「たたく」「無視をする」「ばか、あほと言う」という行為は、親の感情で行うと「虐待」であり、子どもへのしつけで行う場合は「虐待でない」と認識されていることが分かった。

又、それらと、「兄弟間で比べる」「子どもの前での夫婦喧嘩」という行為は、本来心理的虐待の定義とされているにも関わらず認識は無く、日常的に行われているという事が分かり、理解の低さが明らかになった。他にも、子どもだけで留守番をさせる行為は 3 歳以上であれば虐待ではないと考えられていた。これらの結果から心理的虐待の理解の低さ等、一般親の認識と法律上の定義に相違がある事が分かった。これは虐待だと認識されていないまま多くの親が虐待を行っている事を示し、極めて重大な問題と言えるだろう。

≪研究３≫

虐待親と被虐待児に対しての事例研究を行った。調査対象者は以下の８名である。

・虐待親①0 さん(27 歳)ﾈｸﾞﾚｸﾄ②S さん(39 歳)心理的虐待③S さん(38 歳)身体的虐待

・被虐待児④Y さん(38 歳)身体的、心理的虐待⑤H さん(18 歳)心理的、性的、身体的虐待

⑥H さん(9 歳) 身体的、心理的虐待⑦K さん(27 歳)ﾈｸﾞﾚｸﾄ⑧S さん(38 歳)身体的虐待

a.［ネグレクトのケース］ 虐待親 0 さん(27 歳)・家族構成（夫 34 歳、長男 2 歳）

- 0 さんは引越しを期に、不眠とうつ状態に陥り、多量の睡眠薬を日常的に服用する様になり、昼夜逆転の生活から、育児放棄をするようになった。夫は仕事が忙しく、実母がたまに立ち寄ることはあったが、自身も又、ネグレクトに近い育児を受けて育った成育歴であった為、実母の協力を得ることは皆無であった。そこで、本研究で介入をすることにした。まず、0 さんとの関係づくりをし、育児の協力を行うと同時に保育所入所を進めた。その後、保育所に預け入れる事が出来、専門機関が介入した事により、家族の協力を得る事が出来る様になった。結果としては、乳児の頃からの育児放棄により自閉傾向が見られるようになったが、専門機関の早期介入により、その後、健常児に近い発達が見られている。現在では、孤立した状態から抜け出せ、精神的な安定を得られ、保育所を利用しながらパートにも出られる様になった。このケースでは、早期の専門機関の介入によりと、孤立した環境が改善された事が虐待防止へと繋がったと言える。

b.［心理的虐待、身体的虐待、性的虐待のケース］ 被虐待児 H さん(18 歳)

- 4 人姉妹の末っ子である。姉 2 人は義理父の子であり、実母の再婚により、姉と H さんが産まれた。実父は再婚直後から異母兄弟である姉 2 人に性的虐待を行っており、長女は中学生の時に父の子を妊娠中絶している。2 人の姉は中学卒業と同時に家を出て、今は行方不明である。実母はその事を知っていながら黙認し、暴言等の心理的虐待や、ネグレクト、身体的虐待を残された姉と 0 さんに行ってきた。実母自身は、再婚した頃から精神科に通院していた。ご飯は常に腐っており、少しでもその事を訴えると殴る蹴るの暴力を振るう為、黙って食べてはトイレで嘔吐を繰り返した。実父は、実の子 2 人にも連日の性的虐待を行っており、3 女も中学卒業と同時に家を出て、行方不明である。
  H さんも 15 歳になったと同時に家を出て、出会い系サイトで知り合った男性と現在同居中である。その後、実父と実母とは疎遠状態であるが、家出当時から両親が捜索することは一度もない。又、現在 0 さん自身は気分障害となり、自宅療養中である。

事例 a は本研究で実際に行った介入であり、専門機関の早期介入により虐待防止へと繋がった貴重なケースと言える。 8 事例の検証の結果、育児環境では、協力者不在や、夫婦不仲、貧困等の理由が見られた。又、親自身が何らかの精神疾患を患っているケースが 8 名中 7 名に見られた。そして、虐待に走ってしまう親は、養育不安があり、対人関係が苦手である為、孤立しがちな傾向があると分かった。

【考察】

結果から、親が子どもを養育する際に、虐待と知らずに日常的に行われている行為があり、中でも心理的虐待への理解の低さが浮き彫りとなった。心理的虐待は、目に見える暴力ではなく「心に対する暴力」であるため虐待の認識がされにくく、凶器が「言葉」である為、誰もが陥りやすい虐待なのだと感じた。だからこそ、明確な定義付けが必要なのだと思う。そして、虐待防止策として本研究にて明らかになった、虐待傾向ごとの個別の支援が今、必要ではないかと思った。

今後の課題としては、誤った虐待の定義の認知を改善する為、詳細な定義の告知や、乳児期の虐待が多い事から妊娠中からの理解を促進する事等が提案できる。次に、現状行われている電話相談は「虐待と疑われそうで利用しにくい」と答えた人が 70%にも登り、又育児相談を実際に利用した事がある親は 1%という結果になっていた事から、今後は相談も重視した体制づくりや、その告知が必要であると言える。

又、一般親の虐待の傾向を事前に知り、その傾向別の支援を行う事で、虐待を未然に防ぐ事や、虐待の連鎖を食い止める事が出来るのではないかと考えられた。そして、社会からの孤立や育児ストレスを減らす為に今後は専門機関との連携を担う等、我々精神保健福祉士の必要性を感じた。

本研究において虐待親や虐待の傾向がある親は、家庭環境に何らかの問題がある事や、社会資源と直接結びつくことが困難であること、精神疾患を患っているケースが多いことが分かった。児童虐待の定義の中でも心理的虐待に対する認知が極めて低い事が分かり、心理学ではこれらの行為がその人の性格形成や行動パターン、自尊心等に大きな影響を与える事が明白であり、今後は親に対し、児童虐待の定義の正しい理解を得てもらう事が重要だと言える。

高玉(1993)の研究によれば、精神疾患と虐待がきわめて近い関係にあり、社会階層がどうであっても親に精神病理的な問題がある限り、再犯率は高いと述べており、ストレス要因の軽減の為の相談支援や、家族関係の修復の為のアディクションアプローチ等、精神面での支援を初めとした数々の介入を我々精神保健福祉士が担えるのではないかと考える。

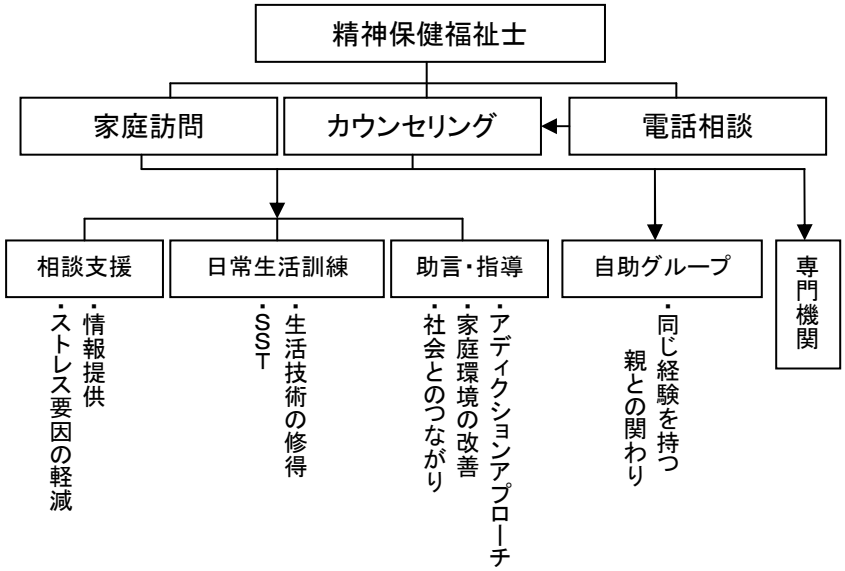

［図 1．虐待親への精神保健福祉士介入の提案］

情報量の多さや、「母性愛神話」等の誤った親の理想像が、親のストレス要因となっているとも言える。又、虐待の根拠法が児童福祉法である為、親への定義が「戦後の自立を目指す母親」に焦点を当てたものであり、「精神的に不安定である母親」は一切考慮に入れられていない為、今後は現在の母親像も念頭に置いた施策も必要であると感じた。

今後は虐待親だけでなく、虐待の傾向ごとの適切な支援の提案が出来、親に対する総合的な予防とケアに焦点を当てていく事で、児童虐待の減少に繋げていければと思う。

【参考文献】

1. 北九州市児童相談所安部計彦「児童虐待の心理的タイプと保護者援助」2001 年
2. 高玉和子「児童虐待に関する一考察」1993 年
3. 杉山登志郎著「子ども虐待という第四の発達障害」学習研究社 2007 年
4. 村井美紀著「児童養護施設における家族支援とソーシャルワーク」相川書房 2007 年
5. 杉山春著「ネグレクト・育児放棄　真奈ちゃんはなぜ死んだか」小学館 2004 年
6. 村井美紀著「児童養護施設における家族支援とソーシャルワーク」相川書房 2007 年

【謝辞】

本研究を進めるにあたり、ご指導を頂いた医療心理科学科長　飯塚稔先生に深謝いたします。又、貴重な時間を割いてアンケート調査にご協力頂きました、保護者の皆様、施設関係者様、並びに大阪医療技術学園専門学校の全学科教職員の方々に、心からの感謝と御礼を申しあげます。